

安全保障理事会

配布：一般

2017年12月18日

原文：英語

エジプト：決議案

安全保障理事会は、

諸決議 242 (1967)、252 (1968)、267 (1969)、298 (1971)、338 (1973)、446 (1979)、465 (1980)、476 (1980)、478 (1980)、および 2334 (2016) を含む、安保理関連諸決議を再確認し、

国際連合憲章の目的および諸原則に基づき、そして、とりわけ、武力による領土獲得を容認しないことを再確認し、

関連する国際連合諸決議において予見されたように、聖地エルサレムの特有の地位および、特に、エルサレムの独特な精神的な、宗教的なそして文化的な側面の保護と保存に対する必要性を念頭に置きつつ、

エルサレムの最終的地位の問題は、関連する国際連合諸決議に沿って交渉を通して解決されることになっていることを強調し、

エルサレムの地位に関する最近の決定に安保理の深い遺憾の意をこれに関連して表明し、

1. 聖地エルサレムの性格、地位または人口構成を変更してしまうことを主張するあらゆる決定と行動は、いかなる法的効果をもたず、無効でありそして安全保障理事会の関連する諸決議を遵守して無効にされなければならないことを確認し、そしてこれに関連して、全ての国家に対し、安全保障理事会の決議 478 (1980) に従って、聖地エルサレムに外交使節団を置くことを慎むことを求める。

2. 全ての国家が、聖地エルサレムに関する安全保障理事会諸決議を遵守し、そしてこれらの諸決議に反するあらゆる行動または措置を認めないことを要求する。

3. 二国家解決を危うくする現場での否定的な傾向の逆転を求めるそして関連する国際連合諸決議、土地と平和の交換原則を含む、マドリッド付託条項、アラブ和平イニシアティブおよび四者行程表並びに 1967 年に始まったイスラエルの占領を終わらせることに基づく中東における包括的な、公正なそして永続する平和を、遅滞なく、達成することを目的とした、国際的なまた地域的な努力と支援の強化増大と加速を求める、安保理の呼びかけをくり返し表明する。

4. 引き続き、この問題に取り組むことを決定する。